

# “OILERS’（おいらーず）” 運用規約

2006年1月 改定  
(NO. AU0601)

## 趣旨

“OILERS’(おいらーず)” 運用規約(以下「本規約」という)の趣旨は、“OILERS’（おいらーず）”（以下「OILERS’」という)の運用にあたり、(株)アメリックス・エナジー・コム（以下「当社」という）が提供する事項あるいは、OILERS’会員(以下「会員」という)が遵守すべき事項を明示し、それらを会員が十分理解し承諾いただくことで、OILERS’運用上のトラブルを未然に防止することにあります。

また、本規約は OILERS’運用上の規則にとどまらず、実際行われる受渡に関しても遵守すべき事項を明示している為、会員は安心して取引を行うことができます。

## 第1条（OILERS’の取扱い商品）

OILERS’で取扱う商品は、以下の石油製品とします。

- ① ハイオクガソリン
- ② レギュラーガソリン
- ③ 灯油
- ④ 軽油
- ⑤ A重油（硫黄分 1.0wt%以下の A重油）
- ⑥ LSA重油（硫黄分 0.1wt%以下の A重油）
- ⑦ C重油

## 第2条（OILERS’のサービス内容）

OILERS’は、会員に以下のサービスを提供することができます。

- ① ID 番号ならびにパスワードの提供
- ② マーケット情報画面の提供
- ③ マーケット気配値情報画面の提供
- ④ 購買注文画面の提供ならびに受付 NO.の表示
- ⑤ 取引成否の報告
- ⑥ 取引成立した会員への成約内容及び成約番号の FAX 連絡
- ⑦ その他当社が OILERS’の円滑な運用のため必要と認めた事項

## 第3条（OILERS’における取引手順）

- ① 会員は、ID 番号とパスワードを入力します。
- ② 当社は、前営業日の成約状況等マーケット情報をウェブサイト上に提供します。
- ③ 当社は、販売元から入手した販売希望価格を受渡手段別(ローリー／バージ別)の「マーケット気配値情報画面」に提供します。

- ④ 会員は、「注文入力フォーム画面」にて、注文条件を入力します。注文の入力は、本規約の「追記1」あるいは「追記2」の売買契約(以下「売買契約」という)に記載された種々の項目を理解した上で行うものとします(尚、注文受付時間は毎営業日午後1時までです)。
- ⑤ 当社は、本規約第4条に規定する優先順位により、会員が入力した購買注文をもとに販売元と取引交渉をおこないます。尚、販売元との取引交渉は当社に一任するものとします。また、当社は販売元との取引交渉の結果、必要と認めた場合、会員に対して購買注文と異なる条件を提示することがあります。条件が合致した場合は、当社は、会員に販売元を連絡し、電話にて取引条件の最終確認を行います。
- ⑥ 当社は、受付けた全購買注文について、受付当日午後5時までに取引成立／不成立の結果を「成約履歴一覧画面」に表示します。
- ⑦ 当社は、本条第⑤項にて成立した取引に対して、確認のため、会員ならびに販売元両者へ「取引確認書」をFAX送信します(FAXに記載される項目は、「追記3」の通りです)。

#### 第4条 (優先順位)

本規約第3条第⑤項の優先順位とは、以下の通りとします。

第1位：購買希望価格の高い注文

第2位：優先順位第1位が同じ場合、注文受付時間の早い注文

第3位：優先順位第1、2位ともに同じ場合、単一商品を選択している注文（他商品との積み合わせ注文よりも優先順位が高い）

#### 第5条 (取引成立)

OILERS'における取引成立は、本規約第3条第⑤項にある、会員ならびに販売元両者が全ての条件を承認し、当社が電話にて最終確認をした時点とします。

#### 第6条 (OILERS'の受渡期間と注文受付期間)

OILERS'における、受渡期間とそれに対する注文受付期間は、以下の通りとします。

受渡手段	受渡期間	注文受付期間
①ローリーの場合	注文入力した翌日～ 注文入力日翌月10日まで の指定した期間	受渡期間の前日（ローリーお届け注文の場合は前々日）までの毎日(但し、土曜・日曜日・祝祭日と12月29日～1月3日を除く)
②バージの場合	1ヶ月単位 (但し、注文入力日が受渡期間当月の場合は、受渡期間を指定可能)	受渡期間の前月16日～受渡期間当月27日までの毎日(但し、土曜・日曜日・祝祭日を除く)

**\*注意：バージ受渡の場合**

**OILERS'では、本規約の「追記2」の売買契約第14条に規定している通り、オーダーは受渡希望日の3営業日前（受渡希望日は除く）までに行わなければなりません。**

**第7条（購買注文の訂正ならびにキャンセル）**

会員によって入力された購買注文の訂正ならびにキャンセルは、入力当日午後1時まで行えるものとします。

**第8条（OILERS'営業日ならびに営業時間）**

OILERS'の営業日は、国民の祝祭日、1月2～3日、ならびに12月29～31日を除く月曜日～金曜日とします。また、連絡を行える有効な営業時間は午前9時～午後5時とします。

**第9条（取引成立後の契約及び受渡）**

会員は、取引成立後、販売元と売買契約を締結します。但し、取引成立時の条件については、本規約第3条第⑦項に示されている当社から送信される「取引確認書」の内容が、「追記1」あるいは「追記2」に示されている売買契約内容よりも優先されるものとします。尚、実際の受渡については、売買契約に従って当事者間にて行うものとします。また、OILERS'にて成立した取引についての契約当事者は、会員と販売元であり、当社は取引成立までの両者の仲介を行うのみで、取引成立後の責任を負わないものとします。

**第10条（軽油販売委託契約）**

OILERS'にて軽油を成約した場合、軽油販売委託契約書の締結に関しては、会員と販売元で直接行うものとします。

**第11条（商品代等の支払い）**

会員は、OILERS'にて購入した契約数量分の商品代等（諸税を含む）の支払いについて、**cash advance payment**(受渡前に商品代等を支払うこと)とします。尚、支払期日は以下の通りとし、販売元が指定した銀行口座に送金するものとします。

<u>受渡手段</u>	<u>支払期日</u>
① ローリーの場合	受渡期間の <b>前日</b> まで
② バージの場合	受渡日の3営業日前（受渡日は除く）まで

但し、支払期日が銀行の定休日の場合は、銀行の前営業日に繰り上げることとします。また、支払いの際の振込手数料は会員が負担するものとします。

#### 第12条（利用料金）

会員は、OILERSにて取引が成立した場合、当社に対し別途規定に定める利用料金を支払うこととします。

#### 第13条（本規約の変更）

当社は必要と認めた場合、本規約の追加及び変更を、会員の下承を得ることなく通知のみで行うことができ、会員の承諾の有無に関わらず効力を発揮するものとします。

#### 第14条（協議及び管轄裁判所）

会員と当社間または会員間で疑義が生じた場合、両方で誠意をもって協議するものとします。協議によっても解決しない場合、訴訟の管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。

< 追記 1 >

売買契約書 (受渡手段：ローリーの場合)

第1条 成約日 :

第2条 成約番号 :

第3条 売主 :

第4条 買主 :

第5条 商品 : a) ハイオクガソリン  
b) レギュラーガソリン  
c) 灯油  
d) 軽油  
e) A重油 (硫黄分：1.0wt%以下のA重油)  
f) LSA重油 (硫黄分：0.1wt%以下のA重油)

g) C重油

上記 a) ~ g) の商品のいずれかを選択する(複数選択可能)。

第6条 品質 : ①本契約第5条の各商品に適合する品質は各々以下の通りとする。  
また、品質については受渡が“届け”の場合は納入地、“蔵取り”の場合は出荷地にて、保証されたものとする。

- a) ハイオクガソリン : 日本工業規格(JIS規格)K2202の1号に適合するもの  
b) レギュラーガソリン : 日本工業規格(JIS規格)K2202の2号に適合するもの  
c) 灯油 : 日本工業規格(JIS規格)K2203の1号に適合するもの  
d) 軽油 : 日本工業規格(JIS規格)K2204のいずれかの号に適合するもの  
e) A重油 : 日本工業規格(JIS規格)K2205の1種2号に適合するもので、硫黄分が1.0wt%以下のもの  
f) LSA重油 : 日本工業規格(JIS規格)K2205の1種2号に適合するもので、硫黄分が0.1wt%以下のもの  
g) C重油 : 日本工業規格(JIS規格)K2205の3種のいずれかの号に適合するもの

②買主が製品の品質に関しクレームをした場合は、売主は買主の申し入れに対し誠意をもって原因等を調査し、両者協力してこれを解決するものとする。

第7条 契約数量： KL

第8条 契約単価： ¥ /KL  
(但し消費税相当分は別途請求するものとする)  
(商品が上記 a)、b)の場合はガソリン税を含む)  
(商品が上記 d)の場合は軽油引取税を含まない。但し、軽油引取税を課税する場合は別途請求するものとする)

第9条 受渡手段： ローリーによる受渡を行う

第10条 受渡場所及び方法：

第11条 受渡期間：

第12条 分割受渡： 買主は売主が了解した場合、本契約第11条に記載された受渡期間内において契約数量を数回に分割して受渡を行うことが出来る。

第13条 数量確定： 数量確定は出荷施設における流量計表示数量とする。

第14条 オーダー手順：

A) 受渡方法が蔵取りの場合

- ①売主は取引成立日に出荷地にて有効な「出荷依頼書(あるいはそれ相当の書類)」を買主に送付しなければならない。
- ②買主は原則として出荷地に入庫可能なローリーを手配しなければならない。
- ③出荷地にて、使用するローリーの登録が必要な場合、買主は売主を通じて、当該出荷地にローリー登録申請を行わなければならない。この登録申請には、売主、買主が共に登録できるよう最善を尽くすものとする。但し、受渡日までに登録ができない場合、両者協議のもと受渡方法等の変更を行うことが出来るものとする。
- ④買主は、受渡希望日の前営業日午前中(～正午)までに売主に以下の項目を連絡しなければならない。
  - a) 成約番号
  - b) 受渡希望日時
  - c) 受渡商品
  - d) 受渡数量
  - e) 車番
  - f) その他売主が必要とする項目
- ⑤売主は、前項の連絡に従い受渡手配を完了させ、買主に受諾の連絡をしなければならない。

⑥前項にて決定された受渡日時等は、売主ならびに買主が合意した場合、本契約第11条に記載された受渡期間内であれば変更できるものとする。

B) 受渡方法が届けの場合

①買主は、受渡希望日の2営業日前（受渡日希望日は除く）の午前中（～正午）までに売主に以下の項目を連絡しなければならない。

- a) 成約番号
- b) 受渡希望日時
- c) 受渡商品
- d) 受渡数量
- e) 受渡場所
- f) その他(ローリーサイズ等)買主が必要とする項目

②売主は前項の連絡に従い受渡手配を完了させ、受諾の連絡をしなければならない。

③前項にて決定された受渡日は、売主ならびに買主が合意した場合、本契約第11条に記載された受渡期間内であれば変更できるものとする。

第15条 営業日ならびに営業時間 :

前条における「営業日」とは、国民の祝祭日、1月2～3日並びに12月29～31日を除く月曜日～金曜日とする。

また、オーダー手順における連絡を行える有効な営業時間は午前9時～午後5時とする(但し、正午～午後1時は除く)。

第16条 支払方法 : ①買主は、受渡期間の**前日**までに売主の指定する口座に契約数量分の商品代と消費税相当額、また軽油引取税が課税される場合はその相当額を加算して、送金しなければならない。

②売主は、買主が前項を遅滞なく行えるよう、請求書を手配しなければならない。請求書は、FAXにて送信したものでも有効とするが、本紙は後程速やかに送付しなければならない。

第17条 所有権の移転及び危険負担 :

①商品の所有権については、

- a) 受渡方法が蔵取りの場合は、出荷施設の先端フランジを通過した時点
- b) 受渡方法が届けの場合は、受入施設の先端フランジを通過した時点

をもって売主から買主に移転する。

②商品に係る危険負担は、前項による商品の所有権の移転時をもって区分し、移転前は売主が、移転後は買主が負担する。

第18条 不可抗力免責：

天変地異、法令の制定改廃、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、売主及び買主はその責に任じない。但し、不可抗力を主張する当事者は相手方に対し速やかにその詳細を通知しなければならない。

第19条 協議及び管轄裁判所：

売主と買主間で疑義が生じた場合、両者で誠意をもって協議するものとする。協議によっても解決しない場合、訴訟の管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意する。



< 追記 2 >

売買契約書（受渡手段：バージの場合）

第1条 成約日 :

第2条 成約番号 :

第3条 売主 :

第4条 買主 :

第5条 商品 : a) ハイオクガソリン  
b) レギュラーガソリン  
c) 灯油  
d) 軽油  
e) A重油（硫黄分：1.0wt%以下のA重油）  
f) LSA重油（硫黄分：0.1wt%以下のA重油）  
g) C重油  
上記 a) ～ g) の商品のいずれかを選択する(複数選択可能)。

第6条 品質 : ①本契約第5条の各商品に適合する品質は各々以下の通りとする。  
また、品質については受渡が“届け”の場合は納入地、“蔵取り”の場合は出荷地にて、保証されたものとする。

- a) ハイオクガソリン : 日本工業規格(JIS規格)K2202の1号に適合するもの
- b) レギュラーガソリン: 日本工業規格(JIS規格)K2202の2号に適合するもの
- c) 灯油 : 日本工業規格(JIS規格)K2203の1号に適合するもの
- d) 軽油 : 日本工業規格(JIS規格)K2204のいずれかの号に適合するもの
- e) A重油 : 日本工業規格(JIS規格)K2205の1種2号に適合するもので、硫黄分が1.0wt%以下のもの
- f) LSA重油 : 日本工業規格(JIS規格)K2205の1種2号に適合するもので、硫黄分が0.1wt%以下のもの

g) C重油 : 日本工業規格(JIS 規格)K2205 の3種のいずれかの号に適合するもの

②買主が製品の品質に関しクレームをした場合は、売主は買主の申し入れに対し誠意をもって原因等を調査し、両者協力してこれを解決するものとする。

第7条 契約数量 : KL

第8条 契約単価 : ¥ /KL  
(但し消費税相当分は別途請求するものとする)  
(商品が上記 a)、b)の場合はガソリン税を含む)  
(商品が上記 d)の場合は軽油引取税を含まない。但し、軽油引取税を課税する場合は別途請求するものとする)

第9条 受渡手段 : バージによる受渡を行う

第10条 受渡場所及び方法:

第11条 受渡期間:

第12条 分割受渡: 買主は売主が了解した場合、本契約第11条に記載された受渡期間内において契約数量を数回に分割して受渡を行うことが出来る。

第13条 数量確定: 数量確定は出荷施設における流量計表示数量とする。  
但し、流量計による計測が不可能な場合は、出荷施設のタンク検尺数量とする。売主は、一回の受渡数量に対し、+/-2%の許容範囲を有する。

第14条 オーダー手順:

①買主は以下の基準に則り、売主に受渡明細を連絡しなければならない。

A) 受渡方法が蔵取りの場合

買主は、受渡希望日の3営業日前(受渡希望日は除く)までに、売主に以下の項目を連絡しなければならない。

- a) 受渡希望日
- b) 受渡商品
- c) 受渡数量
- d) 取扱い船会社名

B) 受渡方法が届けの場合

買主は、受渡希望日の3営業日前（受渡希望日は除く）までに、売主に以下の項目を連絡しなければならない。

- a) 受渡希望日
- b) 受渡商品
- c) 受渡数量
- d) 受渡場所

②売主は、前項の連絡を受け取った後、受渡希望日に受渡が出来るよう最善を尽くすものとし、翌営業日までに前項の内容を受諾するか否かを買主に連絡しなければならない。受諾できない場合には、双方協議の上、代替受渡日等の設定をするものとする。

③前項にて決定された受渡日は、売主ならびに買主双方が合意すれば変更できるものとする。

④本条第①項A)の場合買主は売主に、B)の場合売主は買主に、決定された受渡日の前営業日の午前中（～正午）までに船名、入港時間等の連絡をしなければならない。

第15条 営業日ならびに営業時間：

前条における「営業日」とは、国民の祝祭日、1月2～3日並びに12月29～31日を除く月曜日～金曜日とする。

また、受渡手順における連絡を行える有効な営業時間は午前9時～午後5時とする(但し、正午～午後1時の間は除く)。

第16条 支払方法：①買主は、受渡日の3営業日前、分割受渡の場合は最初の受渡日の3営業日前（受渡日は除く）までに売主の指定する口座に契約数量分の商品代と消費税相当額、また軽油引取税が課税される場合はその相当額を加算して送金しなければならない。

②売主は、買主が前項を遅滞なく行えるよう、請求書を手配しなければならない。請求書は、FAXにて送信されたものでも有効とするが、本紙は後程速やかに送付しなければならない。

③確定数量と契約数量とに差が生じた場合は、その過不足数量に契約単価を乗じた金額と消費税相当額、また軽油引取税が課税される場合はその相当額を、受渡日から5営業日以内、分割受渡の場合は最後の受渡日から5営業日以内（受渡日は除く）に精算を行うものとする。

第17条 所有権の移転及び危険負担：

- ①商品の所有権については、
  - a) 蔵取りの場合は、出荷施設の先端フランジを通過した時点
  - b) 届けの場合は、受入施設の先端フランジを通過した時点をもって売主から買主に移転する。
- ②商品に係る危険負担は、前項による商品の所有権の移転時期をもって区分し、移転前は売主が、移転後は買主が負担する。

第18条 不可抗力免責：

天変地異、法令の制定改廃、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、売主及び買主はその責に任じない。但し、不可抗力を主張する当事者は相手方に対し速やかにその詳細を通知しなければならない。

第19条 協議及び管轄裁判所：

売主と買主間で疑義が生じた場合、両方で誠意をもって協議するものとする。協議によっても解決しない場合、訴訟の管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意する。

< 追記 3 >

取引確認書

㈱アメレックス・エナジー・コム（以下「当社」という）は以下の取引の成立を仲介したことを確認する。

1. 成約日 : 年 月 日
2. 成約番号 :
3. 売主 : (販売元名、住所)  
(受渡担当部署、担当者名、TEL 番号、FAX 番号)
4. 買主 : (購入会員名、住所)  
(受渡担当部署、担当者名、TEL 番号、FAX 番号)
5. 商品 :
6. 品質 : “OILERS”(おいらーず) 運用規約「追記 1」または「追記 2」の通り
7. 契約数量 : KL
8. 契約単価 : ¥ /KL
9. 受渡手段 : (ローリーあるいはバージによる受渡)
10. 受渡場所及び方法 :
11. 受渡期間 :
12. 特別条項 :
13. その他の条件は “OILERS”(おいらーず) 運用規約” の「追記 1」あるいは「追記 2」にある契約条項に準ずるものとする。

万一、上記内容に相違がある場合は、直ちに当社に連絡願います。

㈱アメレックス・エナジー・コム  
仲介担当者名